

# らせ

## 人権週間 12月4日～10日

12月10日(水)は人権デーです。法務省と全国人権擁護委員連合会では、本年も12月4日(木)から10日(水)までの1週間を「人権週間」と定め、住民の皆さんに人権思想の普及高揚を呼びかけています。

- ・子どもの人権を守ろう  
一育てよう思いやりの心一
- ・国際化時代にふさわしい人権意識を育てよう
- ・部落差別をなくそう
- ・女性の地位を高めよう
- ・障害者の完全参加と平等を実現しよう
- ・高齢者を大切にすることを育てよう

### 特設人権相談所の開設

日ごろ、皆さんが、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、困りごとや心配ごとがありましたら、ぜひこの機会にご相談ください。

### 相談内容

- 児童、生徒のいじめ問題、体罰の問題。
- 親子、夫婦、扶養、相続、登記、供託、戸籍、借地、借家、名誉、信用、差別、私的制裁、騒音、悪臭など。
- その他人権に関することで、どこへ相談してよいのかわからないなどで困っている場合。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

日時 12月8日(月)

午後1時～4時

会場 市役所2階 第一会議室

相談員 人権擁護委員

甲府地方法務局都留支局職員

問合せ先 市民課 市民生活係

## 年末年始の 交通事故防止県民運動 12月10日(水)～1月10日(土)

### 運動の重点目標

- 飲酒運転の絶滅
- 若者と高齢者の交通事故防止
- シートベルトの着用の徹底

### 運動のスローガン

“ゆとりとマナー”

“今日もさわやか”

甲斐の路”

## 戸籍事務を電算化

都留市は、平成2年4月から住民基本台帳関係を電算化、平成3年・7年には現在戸籍の一部処理および除籍・改製原戸籍の光ディスクからの検索・発行のシステム化と事務の合理化を進めてきました。

平成6年12月の戸籍法の改正により、現在戸籍を紙から磁気ディスクでの保管が可能になり都留市でも、戸籍事務全面電算化の平成10年3月稼働を目指して作業を行っています。



### 戸籍事務の電算化とは？

- ・届け出から証明発行までの時間短縮
- ・プライバシー保護の強化
- ・戸籍表示の項目化(証明は縦書きから横書きへ)
- ・戸籍氏名の誤字については、電算化により正しい文字(正字)で入力されます。

なお、誤字を正字にする場合は、事前に書面で本人あてに通知します。

- ・戸籍謄・抄本の名称が変わります

戸籍謄本(全部の証明)→→→「全部事項証明」

戸籍抄本(一部の証明)→→→「個人事項証明」

問合せ先 市民課 窓口係

## 学生アパートをお持ちの方へ

平成10年度新入学生アパートの入居者受け入れ募集をされる方は、次により申し込みください。

申込期間 12月1日(月)～1月31日(土)

申込方法 教務厚生課学生係窓口へ申込書が用意してありますので、空部屋数・男女別・部屋代などの入居条件を記入して提出してください。

申込先 都留文科大教務厚生課

学生係 ☎(43)4341

## 身体障害者巡回相談

18歳以上で身体に障害のある方を対象に、県障害者相談所などの専門職員による出張相談を行います。

相談は無料で、秘密は固く守ります。なお、身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

日時 12月17日(水)

午前10時～正午

場所 文化会館

### 相談内容

- 整形外科医による診察と指導
- 補装具の交付と修理
- 身体障害者手帳の交付診断と等級変更
- 施設入所
- 年金・手当
- 就職
- その他

問合せ先 市福祉事務所 厚生係

## 農業委員会選挙人名簿 登録申請について

毎年作成する「農業委員会選挙人名簿」は1月1日現在の申請に基づいて登録されています。この名簿に載っていないと投票もリコールの請求もできません。

次の①～③に該当する人は申請してください。

①農業委員会の区域内に住所を有する満20歳(平成10年3月31日までに20歳に達する者)以上の人で10アール(1反歩)以上の農地につき耕作の業務を営む者。

②前項の同居の親族または配偶者で年間おおむね60日以上耕作に従事している者。

③10アール以上の農地を耕作する農業生産法人の組合員または社員で年間60日以上耕作従事者。

12月中旬に農業委員会より各農事組合に申請用紙を送付しますので農事組合ごとに取りまとめて、1月9日までに農業委員会に提出してください。なお、農事組合に加入されていない農家については、農業委員会、各地域コミュニティセンター、農協に申請用紙を用意してありますのでご利用ください。

問合せ先 農業委員会事務局